

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 5

許認可等の内容		開設者自身による管理免除許可
根拠法令及び条項		医療法第12条第1項ただし書
審 査 基 準	関係条項	医療法施行規則第8条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>開設者自らが管理者となる資格があるにもかかわらず、他のものに管理をさせることが、その施設の運営の円滑を欠き、ひいては医療内容の適性をも期し難いこととなる恐れがあるのみならず、種々の弊害も予想されるので、原則的にこれを禁止しており、許可は次の場合に限られる。</p> <p>① 病気等健康上の理由により管理者の監督義務の遂行が困難と認められるとき</p> <p>② へき地等医療希薄地域の医療の確保に必要があると認められる場合</p> <p>などやむを得ない理由がある場合に限定される。</p>
	参考事項	「病院・医院のための医療法Q&A」厚生省健康政策局総務課編集（中央法規）
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 5日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）